

大井上水道企業団給水装置工事申込書について

1. 給水装置工事申込書

- ・ 申込者住所の欄は申込時点での現住所を記入して下さい。
- ・ 申込者氏名の欄は、フリガナの記入をお願いします。
株式会社→(カ)
代表取締役→(省略)
- ・ 申込者続柄の欄には給水装置の所有者となる方との続柄を記入して下さい。
給水装置所有者本人、建築業者等
- ・ 申込者電話番号は現住所の電話番号又は、携帯電話の番号を記入して下さい。

2. 給水工事の種別

- ・ 新設工事
配水管から新たに分岐する工事や、新規に量水器を設置する工事とします。基本的に加入分担金が発生します。
- ・ 改造工事
既存の給水装置に、新たな給水装置を増減させる工事とします。
新たに配水管から分岐し、給水管を増減径する工事の場合、旧サドル分水栓を分岐止めとして下さい。(廃止工事相当)
増径に伴う加入分担金は、差額分を徴収します。
減径に伴う加入分担金は、返金しません。
- ・ 仮設工事
仮設事務所等で、使用期間が概ね1年未満の給水装置を設置する工事とします。加入分担金は徴収いたしません。
- ・ 修繕工事
既存の給水装置を修繕するための工事とします。
- ・ 廃止工事
給水装置を廃止する場合の工事とします。
分岐止めとする。
加入分担金は、返金しません。

3. 給水装置工事の内容

- ・ 屋内・屋外配管工事
配水管からの分岐(又は止水栓)から給水栓までの一貫した工事
新規に量水器を取りつけ、給水栓を設置する場合に、加入分担金が発生します。
- ・ 屋外配管工事
配水管からの分岐から量水器ボックス部までの工事

止水栓止めの場合、工事申込書『その他』の欄に明記し、先行工事等に関する承諾書を提出して下さい。

原則として1区画に1分岐、交差点内での分岐はできません。

1区画に2分岐以上の給水装置がある場合には、使用しない給水装置(給水管)は廃止工事とし給水申し込みをしてください。

屋外配管工事においては、企業団の管理上工法・材料の指定があります。

ダクタイル鋳鉄管からサドル分水栓により分岐工事を行う場合、布設年度によりモルタルライニングと、エポキシライニングが存在するため、確認が必要となります。(エポキシライニングはGX形より採用)

CIP用サドル分水栓に使用する防食コアには『密着コア』を使用して下さい。(前田バルブ工業㈱拡張式防食用密着コア(品番SA-RM、SA-RP)、前澤給装工業㈱密着コア(コード921006)等)なお、コアの挿入に関しては各メーカーの指定する挿入機を使用して確実に取り付けることとします。

分岐口径はφ20mm以上、管種は水道用ポリエチレン2層管、水道用ポリエチレン管ワンタッチ継手を使用し、曲げ配管時にはエルボを使用することとします。

φ13mm～φ25mmは前田バルブ工業㈱製開閉防止式ベストップバルブL形(品番MV-BT-TL)、または、前澤給装工業㈱製逆ボ伸縮止水栓KS型開閉防止型(コード354732)を使用して下さい。(カタログ上のKS型開閉防止2型(コード354621)とは型が違うので注意して下さい。)止水栓を設ける場合には、シーリング止水栓又は、ボール止水栓(乙形)を使用し、止水栓匡には前澤化成工業㈱製のバルブボックス(検知金属入り)を使用して下さい。道路上にバルブを設ける場合には、バルブ匡はアクアインテック㈱製ピットカバー(型式PC-15HH-1B-213)を使用し、青銅製ソフト型仕切弁(丸ハンドル形)を使用して下さい。

量水器ボックスには、前澤化成工業㈱製沈下防止型標準タイプMB-20SF(量水器φ13・20mm)、MB-25SF(量水器φ25mm)(企業団マーク入り)を使用して下さい。φ40mm以上に関しては事前協議とします。(量水器φ30mmは原則使用していません)

量水器ボックスの設置箇所に関しては、原則官民境より概ね2.0m以内とし、駐車スペース、花壇、ガスボンベスペース等、維持管理が困難となる場所にならない様に、配慮して設計して下さい。設置箇所が平面管路延長で概ね2.0mを超える場合は、別途協議の上決定することとし、別途給水装置工事に関する承諾書を添付していただくこととします。

新設工事の場合加入分担金は発生しません。

・屋内配管工事

量水器から給水栓までの工事

水質保持の観点から、使用材料には日本水道協会認証材料を使用して下さい。

先行工事等に関する承諾書を提出していただく場合(既設屋外工事相当箇所を再使用する場合)があります。

新規に量水器を取りつけ、給水栓等を設置する場合、加入分担金が発生します。

4. 添付書類(用紙サイズは原則A4とする)

- ・位置図・案内図・公図写等

申請箇所が明確に分かるよう明記をお願いします。

- ・大井上水道企業団(1/1000)配管図

当企業団で写しを実費にてお渡しできます。

給水管の取り出し位置(分岐位置)と量水器設置位置を明記して下さい。

- ・平面図・立面図

用紙サイズをA4として記入して下さい。

給湯器、混合水栓等の給水装置、既設管、新設管、自家水道等、管種が明確に判別できるように製図願います。

できれば、青色[水]、赤色[湯]、緑色[井戸水]、既設管[破線]、新設管[実線]、配管[太線]、当初配管[細線]・変更(竣工)配管[太線]等凡例を明記して下さい。

縮尺は任意とします。

- ・屋外(屋内)配管使用材料調書

日本水道協会HP上で機器の確認が取れるように、器具の規格等の欄には、品番等又は規格・型式・認証番号を記入して下さい。

- ・道路(河川)占用許可申請書 (3部)

大井上水道企業団企業長名で当企業団より道路(河川)管理者に提出します。(道路使用許可申請書は、工事事業者で申請して下さい。)

各管理者へ許可申請書内容の確認を取ってから当企業団へ提出して下さい。

完了届提出時に、埋め戻し状況の分かる写真を添付するため、施工の際には、埋め戻し材毎撮影して下さい。検査申請書に添付をお願いします。

- ・建築確認済証の写し

建築確認を必要とする建築物の給水装置工事を行う場合に(第1面のみ)添付して下さい。

申請中の場合には□に☑を付けて、後日提出して下さい。

- ・私有地埋設承諾書

配水管から給水管を引き込む際、やむを得ず、他者の所有する土地に埋設する場合に添付して下さい。

同一区画内に別棟を建築する際も土地所有者と給水装置所有者間で必要とします。

- ・給水管所有者分岐承諾書

企業長の布設していない水道管(私設給水管)からやむを得ず分岐する
場合に添付して下さい。

・ 給水装置一部先行工事等注意事項承諾書

宅地造成等により、止水栓(量水器ボックス)までの屋外工事を先行する
場合に添付してください。

・ 給水管管理に関する承諾書

量水器ボックスの設置位置に関し、規定値から外れる場合に添付してい
たきます。

・ 小規模貯水槽水道台帳 (1部)

受水槽を設置する場合、有効容量合計10m³以下の場合に提出して下
さい。

・ 簡易専用水道台帳 (2部)

受水槽を設置する場合、有効容量合計10m³以上の場合に企業団経由
で提出します。

5. 給水装置工事検査申請書

・ 添付書類について

給水装置工事完了後速やかに、給水装置工事申込書(副)の写し、給水装
置工事屋外(屋内)配管使用材料調書(竣工時の使用数量を明記したもの)、
平面、立面図等の変更(竣工)図面、水圧テストの実施状況等の工事写真を
添付し、検査申請書を提出して下さい。

・ 検査手数料の納付について

道路(河川)占用工事、配水管から分岐した工事の場合徴収します。検査
終了後納入通知書を発行します。手数料の納付をもって工事が終了します。

・ 手直し工事について

企業団検査員による検査において手直しが必要と判断された場合には、
速やかに、補修、変更等の作業を実施し完了を報告願います。

・ 給水装置工事の竣工に伴う水圧テストについて

1. 屋外工事

・ サドル分水栓～第一止水栓(ベストップバルブ)までの耐圧試験について

試験水圧 1.0MPa の静水圧を 5 分間加え水漏れ、変形、破損その
他異常を生じていないこと(試験時の写真を添付)

チーズによる取出しの場合には試験が困難であることから、耐圧
試験は免除とする。但し、継手部での漏水等がないようより入念に
施工すること。

・ 試験方法

- ① 配水管上にサドル分水栓を設置する。(穿孔しないこと)
- ② 第一止水栓(ベストップバルブ)まで配管する。
- ③ サドル分水栓上部にテストポンプを取りつける。
- ④ 第一止水栓(ベストップバルブ)より十分に空気を抜き止水する。

- ⑤ テストポンプにより徐々に試験水圧に加圧する。
- ⑥ 試験水圧に達したら、テストポンプのコックを閉じ、試験時間を保持。(ゲージを撮影)
- ⑦ 試験時間経過した後、異常のないことを確認。(ゲージを撮影)
- ⑧ 第一止水栓(ベストップバルブ)から徐々に減圧してからテストポンプを撤去する。
- ⑨ 配水管に穿孔する。
- ⑩ 埋め戻し(占用工事の場合、埋め戻し材毎の写真撮影を行うこと)

2. 屋内工事

・量水器～給水栓までの耐圧試験について

主任技術者の判断により、当該配水管の最大静水圧に安全率を勘案した、試験水圧とし、試験時間を設定する。

ただし原則は、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(平成9年3月19日厚生省令第14号)第一条に定められた、1.75MPaの静水圧を一分間加え、水漏れ、変形、破損その他異常を生じていないことを確認してください。但し、同条第二号及び第三号に掲げる給水用具等は、バルブを閉じてから試験するようにお願いします。なお、第四号に掲げる給水器具が含まれる場合には、さらに、0.02MPa(20KPa)の静水圧を一分間加えて確認を行って下さい。

6. その他

・注意事項

給水装置の一部を先行して施工、または、残存させたことによる不具合(出水不良や、移設、撤去にかかる費用等)については、大井上水道企業団では対応いたしかねますので、給水装置工事申込者、または、給水装置所有者にて対応していただきます。

平成27年9月1日提出分より適用とします。

・事前協議が必要な場合

土地利用事業承認が必要となる開発行為に供する給水装置工事
アパート等の集合住宅を建築しようとする時
その他一般住宅以外の給水装置工事

・その他不明な点はその都度問合せ願います。